

旭川市水道局デザイン使用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、旭川市水道局マスコットキャラクター及びマンホール蓋（バーサーロペットジャパン）のデザイン（以下「デザイン」という。）の使用に関し必要な事項を定めるとともに、その活用により、本市 水道・下水道事業への市民等の理解と関心を高め、本市のイメージアップを図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱においてデザインとは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 水道のマスコットキャラクター「水道ぼうや」
- (2) 下水道のマスコットキャラクター「カンタくん」
- (3) 旭川市水道局が管理するマンホール蓋（バーサーロペットジャパン）

(使用申請)

第3条 前条各号に掲げるデザインを使用しようとする者は、旭川市水道局デザイン使用申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。ただし、次の各号の いずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本市が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (3) 個人が私的に使用する場合
- (4) 学校等の教育機関が教育の目的に使用する場合
- (5) その他管理者が適当と認める場合

(使用承認)

第4条 管理者は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、デザインの使用を承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を承認しないものとする。

- (1) 水道・下水道のイメージを傷つけ又は傷つけるおそれがある場合
- (2) 法令及び公序良俗に反し又は反するおそれがある場合
- (3) 政治、思想若しくは宗教活動に利用し又は利用するおそれがある場合
- (4) その他管理者が不適当と認める場合

2 前項の承認は、旭川市水道局デザイン使用承認通知書（様式第2号）の交付をもって行うものとする。なお、承認に当たり、管理者は必要な条件を付することができるものとする。

3 管理者は、第1項ただし書きにより、承認しないことを決定した場合は、その旨を旭川市水道局デザイン使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(使用承認期間)

第5条 デザインを使用できる期間は、承認を受けた日から5年以内とする。ただし、期間満了に伴う再度の申請を妨げるものではない。

(遵守事項)

第6条 デザインの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容及び第4条第2項の規定によって付された条件に従って使用すること。
- (2) デザインについては、管理者が指定する形状等に従い使用すること。

（権利設定の禁止）

第7条 使用者は、デザインに係る一切の権利を設定又は登録してはならない。

2 この要綱による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザインを利用する権利を付与するものではなく、また、使用者及び申請により作成された制作物等を旭川市水道局が推奨するものでもない。

（第三者に対する承認）

第8条 管理者は、使用者の制作物等と同一又は類似の制作物等について、使用者以外の者から使用申請書の提出があったときは、承認をすることができるものとする。この場合において、使用者は、当該承認について何らの異議を述べることはできない。

（使用承認の取消し等）

第9条 管理者は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、必要な改善を求め又は使用承認を取り消すことができる。なお、使用承認を取り消したときは、その旨を旭川市水道局デザイン使用承認取消通知書（様式第4号）により使用者に通知するものとする。

- (1) この要綱の定めに違反していると認められる場合
- (2) 偽りその他不正な手段により使用承認を受けたと認められる場合

（使用者の責任）

第10条 使用者は、デザインの使用に係り、第三者との間に紛争が生じたときは、自らの責任において解決を図るものとし、使用者又は第三者への損害等について、旭川市水道局は一切の責任を負わないものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月27日から施行する。